

財務諸表に対する注記（ボランティア育成事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券等・・・償却原価法（利息法）
- ② 上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
- ③ リース資産
 - a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
 - b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち平成25年3月31日（会計基準移行年度の前年度末）以前のものについては、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用
定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 徴収不能引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債券等特定の債券については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
職員の賞与の支給（平成26年6月）に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属（計算期間：平成25年10月～平成26年3月）する金額及び当該賞与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。）を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
 - a) 福井県民間社会福祉施設職員退職共済会に係る退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上しております。

3. 拠点で採用する退職給付制度

当拠点が採用する退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び福井県民間社会福祉施設職員退職共済会の退職手当共済制度を採用しております。

4. 拠点が作成する財務諸表とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっています。

(1) ボランティア育成事業拠点区分が作成する財務諸表

- ① 資金収支計算書 [会計基準：第1号の4様式]
- ② 事業活動計算書 [会計基準：第2号の4様式]
- ③ 貸借対照表 [会計基準：第3号の4様式]

(2) 拠点区分資金収支活動明細書 [会計基準：別紙 3] は省略しています。

(3) 拠点区分資金収支活動明細書 [会計基準：別紙 3] は省略しています。

5. 基本財産の増減内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第 3 章第 4 (4) 及び (6) の規程による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし